

- 職業適性ノ調査ニ關スル事項
- 勞務資源ノ調査ニ關スル事項
- 勞務動員計畫實施ノ總括ニ關スル事項
- 他課ノ主管ニ屬セザル事項

- 勞務要員ノ斡旋充足ニ關スル事項
- 職業指導ニ關スル事項
- 入營者職業保障法ノ施行ニ關スル事項
- 勞務者ノ募集、勞務供給事業及私營職業紹介事業ニ關スル事項

- 勞務者ノ使用及雇入ノ規制ニ關スル事項
- 其ノ他職業紹介事業ニ關スル事項

- 國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項
- 國民徵用ニ關スル事項
- 國民勞務手帳制度及從業者移動防止ニ關スル事項

- 技能課
- 技能者ノ養成ニ關スル事項
- 幹部機械工ノ養成ニ關スル事項
- 技術者檢定ニ關スル事項
- 技能檢査ノ施行ニ關スル事項
- 學校卒業者使用制限ニ關スル事項

- 轉職課
- 職業轉換ノ指導ニ關スル事項
- 國民勤勞訓練ニ關スル事項
- 職業輔導ニ關スル事項
- 授産及内職ノ施設ニ關スル事項
- 其ノ他失業對策ニ關スル事項

彙報

貸家組合法施行期日の件公布

貸家組合法の施行期日については昭和十六年七月四日勅令第七百三十九號を以て公布を見、昭和十六年七月七日よりいよいよ施行されることとなつたが、之を掲ぐれば次の如く、なほ貸家組合登記令も同日勅令第七百四十號として共に七月五日付官報を以て公布せられた。

貸家組合法施行期日ノ件 (昭和十六年七月四日勅令第七百三十九號)

貸家組合法ハ昭和十六年七月七日ヨリ之ヲ施行ス

保健婦規則並に私立保健婦學校保健婦講習所指定規則等の公布

我が國の厚生施設中重要な役割りを擔つてゐる保健婦制度につきその資格能力の統一と向上を期するため保健婦規則の制定が要望せられてゐたが、同規則は昭和十六年七月十日付官報を以て厚生省令第三十六號として公布を見るに到つた。同規則並に七月十六日付厚生省告示第三百一號の私立保健婦學校保健婦講習所指定規則を掲ぐれば以下の如くである。尚、同じく七月十六日厚生省告示第三百二號を以て定められたる保健婦規則第八條所定の徽章は別掲の如くである。

保健婦規則 (昭和十六年七月十日厚生省令第三十六號)

第一條 保健婦ノ名稱ヲ使用シテ疾病豫防ノ指導、母性又ハ乳幼児ノ保健衛生指導、傷病者ノ療養輔導其ノ他日常生活上必要ナル保健衛生指導ノ業務ヲ爲ス者(以下保健婦ト稱ス)ハ年齢十八年以上ノ女子ニシ

テ左ノ各號ノ一ニ該當シ地方長官ノ免許ヲ受ケタル者ニ限ル

一 保健婦試験ニ合格シタル者ニシテ三月以上本條本文ノ業務ヲ修業シタルモノ
二 厚生大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

地方長官免許ヲ與フルトキハ保健婦免狀ヲ下付ス

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘザルモノトス

第三條 保健婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス

第四條 保健婦試験ハ一年以上看護又ハ産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第五條 試験ハ左記科目ニ付之ヲ行フ但シ看護婦規則

第二條第一項各號ノ一ニ掲グル資格ヲ有スル者ニ付テハ第一號、第二號及第八號乃至第十號ノ科目ノ試験ヲ免ズルコトヲ得

一 解剖學大意

二 生理學大意

三 環境、産業及學校衛生日意

四 結核其ノ他慢性傳染病豫防並ニ寄生蟲病豫防大意

意

五 急性傳染病豫防大意

六 母性及乳幼児衛生大意

七 榮養大意

八 救急處置及消毒方法

九 糊帶術及治療器械取扱方大意

十 看護方法

十一 衛生法規大意

十二 社會事業大意